

## 会 議 録

会議の名称	令和7年度 第4回川越市男女共同参画審議会
開催日時	令和8年1月13日(火) 午後2時00分～午後3時20分
開催場所	市役所 4A会議室
議長	会長 大橋稔
出席者	(会長) 大橋稔 (副会長) 大森三起子 (委員) 齊藤克子 笠井洋佳 櫻井理恵 山口日出美 小林敦子 高橋健治 荒木浩子 八木麻子(10人) (市民部長) 矢崎東洋
欠席者	(委員) 高柳亮伯 平林美枝子 高橋巧 矢定夕有子 村川はつ枝 平松賢治 (6人)
傍聴人	0名
事務局職員 職・氏名	課長 平岩美香 副課長 早川慎一 主任 藤澤翔太
会議次第	1. 開 会 2. 会長あいさつ 3. 議 題 (1) 第七次川越市男女共同参画基本計画原案について 4. 報 告 (1) 第七次川越市男女共同参画基本計画の答申について 5. その他 6. 閉 会
配布資料	次第 資料4-1-1 (第七次川越市男女共同参画基本計画原案) 資料4-1-2 (原案修正箇所一覧表) 資料4-1-3 (意見公募の結果及び市の考え方について) 資料4-1-4 (第4回川越市男女共同参画庁内会議(書面会議) についての意見) 資料4-1-5 (原案修正箇所一覧表(第4回庁内会議後))

発言者	議題・発言内容・決定事項
	1. 開 会 傍聴希望者0名  2. 会長あいさつ

事務局	<p>3. 議 題  (1) 第七次川越市男女共同参画基本計画原案について  資料に基づいて説明</p>
委員	<p>23 ページの本文で「性別に関わらず、誰もが平等な立場で…」とあるが、4 ページの基本理念では「全ての人が対等な立場で」と記載されている。男女共同参画を表す文脈では「対等」を使う方が一般的ではないか。</p>
事務局	<p>男女共同参画社会基本法において「対等」という表現が用いられている。委員の指摘どおり、該当箇所は修正する。</p>
委員	<p>資料(4-1-2 No.8)に「語学指導補助員の配置回数」とあるが、「配置する」のは「回数」ではないのではないか。常駐ではなく「配置機会」の「回数」ということか。</p>
事務局	<p>語学指導補助員は日本語理解が難しい児童・保護者への支援を目的とした会計年度任用職員で、母国語に依りて配置要員が変わるため、各学校に定数配置されるものではなく、必要に依りて教育委員会が配置する。そのため「配置回数」となっている。</p>
委員	<p>「派遣」とどう違うのか。</p>
事務局	<p>「派遣」は、職員の籍が事務局側にあり、支援が必要な児童がいれば、その学校に職員が出向くイメージ。  「配置」は、職員の籍は学校にある。仮に、同じ母国語の支援が必要な児童が2人いた場合、語学指導補助員が1人で足りれば1人しか配置しない。複数言語が必要な場合は、配置回数は増えるイメージになるが、継続的に同校に配置する場合もあり得る。</p>
委員	<p>「回数」というのはよくイメージできない。回数ということは、必要に依りて配置する機会があって、その数を数えるということ。  今の説明だと必要なところに必要な人が行って補助をしてくれるということで、一度行ったら継続していく。だとすると、「配置数」とか「配置人数」の方がわかりやすい。ここは検討が必要。</p>
事務局	<p>もう一度担当部署の学校管理課と調整して最終の決裁までに調整す</p>

議長	<p>る。</p> <p>与えるイメージが全然変わるので正確な表記が必要。</p>
委員	<p>資料（4-1-2 No.11）について、「悩みを抱える人」から「問題を抱える人」という文言に変わっている。この文言の変化から受ける印象は、どちらかという対象となる人が絞られる感じがしてしまう。漠然と悩みを持っている人ではなく、具体的に困っている人に対象が狭まる。ここが「悩み」から「問題」を抱える人へ修正された意図はあるのか。</p>
事務局	<p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に合わせて文言を整えたことが経緯である。</p>
議長	<p>承知した。</p>
事務局	<p>4. 報告  (1) 第七次川越市男女共同参画基本計画の答申について  説明</p>
事務局	<p>5. その他  男女共同参画人材リストの登録について説明</p>
	<p>6. 閉 会</p>